

「京都市宿泊施設拡充・誘致方針（仮称）」素案に係る市民意見募集の結果について

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間 平成28年9月7日（水）～平成28年10月7日（金）

(2) 御意見数 意見総数：426件
意見応募者数：303名

(3) 御意見をいただいた方の属性（応募者303名の内訳）

ア 性別

男性	女性	不明
133	111	59

イ 年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	15	36	61	46	53	35	57

ウ 居住地

京都市内：215名 京都市外：37名 不明：51名

2 御意見の内訳

意見区分		意見数	割合
ア	まえがき	0件	0%
イ	第1章1 宿泊客及び宿泊環境の現状と課題	3件	0.7%
ウ	第1章2 今後の見通し	5件	1.2%
エ	第2章1 本市の観光政策における宿泊政策の位置付け	0件	0%
オ	第2章2 宿泊施設の拡充・誘致の考え方	16件	3.8%
カ	第3章1 宿泊施設の拡充・誘致に対する取組	95件	22.3%
キ	第3章2 「民泊」に係る取組と本市の考え方	266件	62.4%
ク	第4章地域別の宿泊施設誘致のイメージ	2件	0.5%
ケ	第5章「京都市宿泊施設拡充・誘致方針（仮称）」を踏まえ	4件	0.9%
コ	その他の御意見	30件	7.0%
サ	表示方法等に関する御意見	5件	1.2%
合計		426件	100%

3 御意見の要旨

別紙参照

ア まえがき
御意見はございませんでした。

イ 第1章1 宿泊客及び宿泊環境の現状と課題

番号	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
1	「外国人宿泊客数の伸び率に比べ、外国人宿泊客の急増が日本人の宿泊客の減少を吸収した」と記載されているが、泊まりたくても泊まれない日本人観光客も多くいると思われるので、そのことを記載すべきだ。	いただいた御意見を踏まえ、表現を修正させていただきます。
2	簡易宿所の稼働率については、アンケート調査、訪問調査をすればわかると思う。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
3	ホテルや旅館の宿泊料金が、十分に利益が出るレベルまで上がっているのか。今後の調査では稼働率だけでなく、宿泊単価も調査し、検討の材料としてほしい。	

ウ 第1章2 今後の見通し

番号	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
4	ホテルの稼働率は昨年と比べると下がっているが、宿泊施設は本当に6,000室が必要なのか。	<p>国は、平成32年（2020年）の訪日外国人宿泊客数目標を平成27年（2015年）の2倍の4,000万人としており、この場合の本市における外国人宿泊客数は少なくとも440万人と想定しております。さらに、日本人宿泊客数を1,200万人程度維持した場合、新たに6,000室が必要であると考えております。</p> <p>また、世界観光機関の統計によると、国際観光客数は平成32年（2020年）以降も増加傾向にあることから、本市の外国人宿泊客数は更に増加すると見込んでおります。</p>
5	6,000室分の宿泊施設が必要とのことだが、2,000室くらいで足りるのではないか。	
6	素案に示される宿泊施設数が本当に必要なのか。東京オリンピック以降の宿泊客数の減少について懸念している。	
7	平成32年（2020年）以降、インバウンド需要が減少し、民泊が空き家になるのではないか。	
8	6,000室分の宿泊施設が必要とのことであるが、将来的に不要になった場合はどうするのか。平成32年（2020年）以降も宿泊客数が増え続けるのか不安がある。	

エ 第2章1 本市の観光政策における宿泊政策の位置付け
御意見はございませんでした。

オ 第2章2 宿泊施設の拡充・誘致の考え方

番号	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
9	宿泊の質、観光の質を高めることについて、京都市の考え方に賛同する。	本方針において基本方針をお示ししたうえで、市民・事業者の皆様の御意見を伺いながら、具体的な取組を進めてまいります。
10	多様な宿泊施設は、京都での観光体験を高度化・高級化・特別化するためのプログラムとして重要であり、誘致に向けた取組の強化に賛同する。	
11	宿泊施設の拡充に当たっては、宿泊業界等の意見も徴したうえでの取組を検討してほしい。	

12	京都市の方針に賛成する。観光客に上質なサービスを提供し続けるためにも、地域住民との調和を重視すべきだ。	本方針の基本的な考えの第一の柱を、「地域や市民生活との調和を図る」としており、宿泊施設の拡充・誘致に当たっては、地域や市民生活との調和を大前提としております。
13	宿泊施設の建設時には事前の話し合いが重要である。京都市の方で話し合いが正確にできるように考えてほしい。	
14	これ以上の観光客の増加は京都の静けさを壊す可能性があるため、ホテルや旅館の客室の増室に反対する。	近年、外国人宿泊客の急増に伴い、市内の宿泊施設が不足しており、早急に対策を講じなければ、京都観光、ひいては京都経済にとって、大きな「逸失利益」を生じることになるため、地域や市民生活との調和を大前提として宿泊施設の拡充・誘致を進めてまいります。
15	宿泊施設誘致反対	
16	良い施設であれば、許可民泊も増やせばいいが、数に走り、何が何でもホテルを認めるのは良くない。	
17	際限なくホテルを増やすことには反対である。	
18	ホテルの誘致はむやみに行わないでほしい。閑散期に客の奪い合いになる。	
19	これ以上京都に宿泊する人数を増やすと、全国の京都ファンが求めている「落ち着いた静謐な雰囲気」が無くなってしまう。古都・京都としての矜持を保ってもらいたい。	
20	外国人観光客を呼び込むために京都市内に豪華なホテルを誘致するのは賛成できない。	
21	宿泊施設の市内中心部以外への分散化が課題とあるが、わざわざ中心部以外に宿泊させる必要があるのか疑問である。	本市では、豪華なホテルのみを誘致するのではなく、多様なタイプやグレードの宿泊施設の拡充・誘致が必要であると考えております。 京都市全域に広がる多様で魅力ある地域に宿泊施設を拡充・誘致することにより、これらの地域の活性化につなげていきたいと考えております。 また、市内中心部の混雑化が課題となっており、京都エリア全体として広域で観光客を受け入れ、利便性の向上を図る必要があると考えております。
22	空き家対策として民泊を進めるのであれば、所管課と連携し、有効な対策とすべきである。	オール京都市で取り組んでまいります。
23	すべての町家や空き家を宿泊施設にするのではなく、安全が確認され、景観上も素晴らしい町家や空き家のみ活用すべきである。	今後の取組の参考とさせていただきます。
24	空き家活用には、地域自体に民泊やゲストハウスを使ってでも活性化したいという発想の転換が必要である。	

カ 第3章1 宿泊施設の拡充・誘致に対する取組

番号	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
25	土地所有者が個性的で京都らしいホテル開発を検討できるように、公的機関でサポートする仕組みを作るべき。具体的には、新たにホテル経験者を市職員にし、アドバイスする体制をつくってはどうか。	「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」を設置し、質の高い施設の開業支援、旅館の事業承継について支援してまいります。
26	小規模な旅館の承継が投機の対象とならないよう、地域や市内の方に引き継げるように継承先を制限し、顔が見える関係を維持すべきだ。	
27	中小規模の旅館の事業承継等については、地元企業への継承を優遇するなど、京都のまちづくりの永続性や地元企業の育成の観点なども考慮のうえ、仕組みを整備してほしい。	「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」における旅館の事業承継支援については、より実効性の高いものとなるよう検討してまいります。
28	営業されていない旅館は、ホテルに転用してはどうか。	多様な観光客のニーズに対応するための、様々なタイプ、グレードの宿泊施設を拡充・誘致するため、「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」を設置し、質の高い施設の開業を支援してまいります。 御提案いただいた内容につきましては、今後の開業支援の参考とさせていただきます。
29	神社、寺院の敷地に、良質の宿泊施設が建てられないか。海外では、教会や修道院内に宿泊施設が建てられている事例もある。	
30	京都市が空き家や京町家を旅館にしてはどうか。	
31	交通の利便性も高い京都駅八条口近辺に、宿泊施設を積極的に誘致してはどうか。	
32	京都駅周辺の高さ制限の緩和を検討してほしい。	市内各地へのアクセスに便利な地域での宿泊施設の開業を促進するため、「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」で開業に向けたサポートを積極的に行うとともに、特に京都の玄関口である京都駅周辺などについて更なる誘導方策や規制緩和なども含めて検討するなど、公共交通利便性の高いエリアにおいて、積極的な誘致を図れるよう取り組んでまいります。
33	京都駅周辺の再開発を進め、ホテルを誘致すればよいのではないか。	
34	ホテルがなかった地域にホテルを誘致する前に、京都駅周辺や中心部の規制を大幅に緩和すべきである。	
35	宿泊施設を増やすことは賛成であり、京都駅周辺には大きいホテルが建設できるようにすべきである。	
36	ホテルや中心部の建物の容積率を緩和してほしい。	
37	営業の許可基準や都市計画、用途地域の見直しを抜本的に行い、京都市全地域で観光者をお出迎える。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	宿泊施設不足もあるが、交通混雑の問題も考えてもらいたい。	人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」にもつながるよう、鉄道駅から徒歩圏内の地域への宿泊施設の拡充・誘致に重点を置きます。また、周辺自治体エリアの宿泊施設と連携を強化し、京都エリア全体として広域で観光客を受け入れ、利便性の向上を図ってまいります。 現在、季節の分散化対策として実施している「京の七夕」や「花灯路」などの事業や、時間の分散化対策として実施している「朝観光」、「夜観光」の推進についても、引き続き、取り組んでまいります。
39	京都市内の交通が混雑しているため、交通面の対策も必要だ。	

40	上質な宿泊施設を誘致することに賛同する。是非実現してほしい。	<p>本方針においても、市内の中心部のみでなく、中心部とは異なる魅力のある山ろく地域なども含め、市内の多様な地域に宿泊施設の開業を促進することとしています。</p> <p>また、住居専用地域、工業地域においては、地域や市民生活との調和を図ることを大前提に、質の高い宿泊施設に限り立地を認める方針を広く発信するとともに、地域の魅力の活用や地域への貢献などのイメージをあらかじめ明確にし、合致する宿泊施設については、建築基準法の特例措置を迅速かつ円滑に検討することとしています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえまして、地域のまちづくりに貢献する施設となるように、より具体的な要件を検討するとともに、本方針に地域や市民生活との調和が前提であることを追記いたします。</p>
41	上質な宿を市中心部以外にも誘致する方針に賛成する。地域の人が安心できるような上質な宿を誘致してもらいたい。	
42	単なる箱ではなく、地域の歴史や文化を学ぶことができる質の高い宿泊施設が必要という点に大変共感している。素敵な宿泊施設が増えていくことを楽しみにしている。	
43	近年質の悪い無許可営業の宿泊施設が横行しているので、質の高い宿泊施設の誘致は大いに望まれる。	
44	宿泊施設が中京区、下京区、東山区に集中し、良い傾向と思えない。名所は京都全域に存在する。住居専用地域にも宿泊施設の開業を認めるべきである。	
45	繁華街ばかりに宿泊施設が集中するのは不公平である。住居専用地域等であっても住民の理解を前提に宿泊施設の立地を認めるべき。	
46	京都市の取組には賛成だが、特例許可を出す際には周辺住民への説明が必要である。	
47	一定規模以上のホテルにおいて住居地域や工業地域で許可を出す場合は、周辺住民の同意を条件とするべきである。	
48	住居専用地域にホテルを誘致する場合は、周辺住民の意見をしっかりと確認すべきである。	
49	住居専用地域での特例許可は、地域への影響を踏まえて、慎重に運用すべきである。	
50	住居専用地域に宿泊施設が立地することによる周辺住民の受益について、丁寧に説明する必要がある。	
51	住居専用地域に宿泊施設が建設されると、資産価値が下がらないか心配だ。地元には有益な宿泊施設を誘致してもらいたい。	
52	上質宿泊施設についても周辺住民との調和が必要だ。	
53	高級ホテルであれば、周辺環境を害しないわけではない。ソフト面も含めた条件を明示すべきだ。	
54	用途地域で規制されている宿泊施設立地については、簡易宿所についてのみ認めることを検討してはどうか。市民と観光客が触れ合う機会を広げていくことは大事である。	
55	宿泊のキャパシティを増やすことは理解できるが、市民生活の場を脅かすようなホテルの許認可には反対だ。	
56	京都の景観にそぐわない大型ホテルの乱立が容易に想像ができるので、用途地域の規制緩和については反対である。	

66	周辺地区や手付かずだった土地にホテルを誘致すること自体は必要だと思うが、市街化調整区域は、もともと建てられない場所であるのに特別に開業を認めるのであれば、事業者に対応の負担や協力を求めるべきではないか。	特色ある多様な地域の魅力を感じていただけるなど中心部だけでなく周辺部等へも宿泊施設を拡充するため、市街化調整区域においても本市の定める要件を満たす上質な宿泊施設を誘致する方針ですが、その際には、周辺との調和や事業者による市民の豊かさにつながる貢献なども合わせて検討してまいります。
67	市街化調整区域において、地産品を使用したレストランは建築不可で、オーベルジュタイプの宿泊施設は建築可能というのは不公平ではないか。	宿泊施設の立地が市内中心部に集中している中、魅力的な観光地が存在している周辺部を含む地域に宿泊施設を拡充することで、京都を訪問される方に多様な地域の魅力にふれていただくとともに、「宿泊」を通して京都の生活や知恵、文化に触れることによって「泊まってこそ京都」と実感していただけることを目指しております。
68	立地が制限されている地域に宿泊施設の需要があるのか。既存ホテルや旅館の経営を圧迫する宿泊施設の誘致を進めるべきではなく、なぜ、立地できる地域に誘致しないのか理解できない。	市街化調整区域への新たな宿泊施設の誘致に当たっても、地域や市民生活との調和を前提に、地域の歴史や文化、自然環境・景観との調和を図りながら、地域の活性化につながるよう検討してまいります。 また、上質な宿泊施設を整備することで、新たな雇用、安定した雇用の創出や魅力ある地域資源の活用など、市民の豊かさにつながっていくものと考えております。
69	京都市内周辺部（山間地）での農家民宿等で、地元の若者が地域に帰り、仕事ができるようにしてはどうか。	本方針においても、緑豊かな自然環境及び住環境の保全を前提に、農家民宿の誘致を進めることとしており、地域との調和を図りながら、若者の働く場所を確保することで、地域の活性化につなげてまいります。
70	市街化調整区域での宿泊施設は、地元合意をどのように取り付けるかが課題である。	市街化調整区域に新たに宿泊施設を誘致するには、地区計画を策定することが必要となりますが、この場合には、周辺住民の御意見をいただきながら、地域の活性化につながるなど上質なものに限って誘致できるよう検討してまいります。
71	市内全域で宿泊施設を拡充すべきである。そのためには、廃校の活用や素案にある宿泊施設の許可区域の拡大が有効である。ただし、許可区域の拡大は地域住民の理解が前提となる。	本方針においても、市内の中心部のみでなく、中心部とは異なる魅力のある山ろく地域なども含め、市内の多様な地域に宿泊施設の開業を促進することとしています。 宿泊施設の立地が制限されている住居専用地域等においては、周辺地域や市民生活との調和を大前提に、雇用の質の向上や伝統産業・文化の振興に資するものなど、本市の定める要件を満たした上質な宿泊施設に限り、特例的に開業を認めることを検討してまいります。 なお、学校跡地をはじめとする市有地の活用につきましては、周辺住民の意見も踏まえ、事業者のニーズに応じて検討してまいります。
72	廃校になった施設をホテルとして活用してはどうか。	学校跡地をはじめとする市有地の活用につきましては、地域住民の意見も踏まえつつ、事業者のニーズに応じて検討してまいります。

57	旅館業の許可取得施設のみ認めるという方針には賛成するが、住居専用地域などにも宿泊施設を作ってもよいというのは抵抗を感じる。	本方針においても、市内の中心部のみでなく、中心部とは異なる魅力のある山ろく地域なども含め、市内の多様な地域に宿泊施設の開業を促進することとしています。
58	住宅地と宿泊サービスは親和性が低いので、住居専用地域では宿泊施設が設置できなくなっている。立地制限を緩和するべきではない。	また、住居専用地域、工業地域においては、地域や市民生活との調和を図ることを大前提に、質の高い宿泊施設に限り立地を認める方針を広く発信するとともに、地域の魅力の活用や地域への貢献などのイメージをあらかじめ明確にし、合致する宿泊施設については、建築基準法の特例措置を迅速かつ円滑に検討することとしています。
59	特例措置の適用は市民の生活環境に大きな変化を及ぼす懸念がある。	いただいた御意見を踏まえまして、地域のまちづくりに貢献する施設となるように、より具体的な要件を検討するとともに、本方針に地域や市民生活との調和が前提であることを追記いたします。【再掲】
60	「まちなか」などでは、住民だけでなく、周辺の店舗や商店街との調和も必要だ。	宿泊施設の拡充・誘致に当たっては、周辺地域や市民生活との調和を大前提としておりますが、ここでいう周辺地域には、周辺住民とともに、周辺の店舗や商店街も含まれていると考えております。また、観光による地域の活性化にもつながられるよう取り組んでまいります。
61	周辺住民や周辺商店街等に宿泊施設や観光客の受入体制ができていないとうまくいかない。宿泊施設側が地元と協議、意見交換の場を設けることを義務付けるべき。	なお、宿泊施設の建設に際しては、既に建物規模によっては各種法令により、地元との協議が義務付けられています。
62	近くの素敵な京町家の宿泊施設が、営業できない地域だということで閉鎖された。外国人との交流があったので、残念である。	市街地における都市機能の維持増進や住居環境の保全を図るため12種類の用途地域を定めており、住居専用地域、工業地域においては、宿泊施設の立地が制限されています。
63	町内会の行事運営などに積極的に関わるなど、地域貢献を条件として、住居専用地域などへの宿泊施設、飲食施設、工芸体験施設などの設置許可を検討すべきである。	なお、住居専用地域、工業地域における京町家を活用した宿泊施設については、周辺地域や市民生活との調和を図ることを大前提に、質の高い宿泊体験が可能なものについては、建築基準法の特例措置を検討してまいります。
64	上質宿泊候補施設の考え方の項目については、チェック項目を付けたら使いやすい。また、どのくらいの割合なのか具体的な指標も設定してはどうか。	住居専用地域等における宿泊施設については、周辺地域や市民生活との調和を図ることを大前提に、雇用の質の向上や伝統産業・文化の振興に資するものなど、本市の定める要件を満たした上質な宿泊施設について、特例的に開業を認めることを検討してまいります。
65	市街化調整区域は、このままでは寂れていく心配があり、ホテルを誘致することは賛成である。	「上質宿泊候補施設」制度の検討において、参考とさせていただきます。
		市街化調整区域への宿泊施設の誘致に当たっては、周辺との調和はもとより、地域の歴史や文化、自然環境・景観との調和が図れるような上質の宿泊施設を誘致し、地域の活性化につながるよう検討してまいります。

90	良質な宿泊施設には、北山杉をはじめとする京都産木材を利用した茶室をつくってもらいたい。	国際的な都市格の向上や安定した雇用の促進等による市内への高い経済効果等の観点に立ち、市内全域において、地域の歴史や文化、自然環境・景観との調和が図られるとともに、安定した雇用や、伝統産業・伝統文化の振興に資するなど、本市が定める要件を満たした質の高い宿泊施設を誘致するため、積極的な支援を行ってまいります。【再掲】
91	宿泊施設をつくる際は、京都の木を使うなど京都の文化を感じられるものにしてほしい。	
92	宿泊施設に伝統産品品を使うように京都市が強制力を発揮してほしい。	
93	伝統産業製品・伝統文化等の活用については、条件の明確化はもとより、業界との連携・協力により現状の認識と乖離のない仕組みを検討してほしい。	上質な宿泊施設と本市が認める要件の具体化等に際しては、業界団体の御意見も聴取しつつ、実効性のある制度を構築してまいります。
94	特例の用途許可の際は、客室の面積や付属施設よりも、建物全体のボリュームが重要な指標となる。素案の上質宿泊施設のイメージには建物全体のボリュームについても記載すべきである。	いただいた御意見を踏まえまして、上質宿泊施設のイメージに、建物規模について、周辺との調和が図られた施設であることを追記いたします。
95	良質なおもてなしをするために宿泊施設のキャパシティについて一定の上限を設けるべきではないか。	
96	上質宿泊施設を設置することの経済合理性が記載されていない。	上質な宿泊施設の誘致に当たっては、国際的な都市格の向上や市内への高い経済効果等の観点から、市内企業の産品やサービスの積極的な活用、市内在住者の積極的な雇用、一定年数以上の事業継続等を要件付けることを検討してまいります。
97	京都市内周辺部の農家民泊については、よいアイデアであるが、同時に交通の便の悪い場所への移動手段についても検討すべきだ。	農家民泊は、田舎暮らしや農林業体験など、日々の暮らしと異なった農山村生活を体験していただくことを目的としているため、市内周辺部に開設されることが多く、公共交通機関が整備されていない地域もございます。そのような場所につきましては、最寄の駅まで送迎するなど、自家用車等をお持ちでない方でもお越しいただけるよう、開設者と協議を進めてまいります。

73	廃校になった場所を活用して、宿泊施設を京都市が運営すればいい。	本市では、民間等事業者による学校跡地の更なる有効活用に向け、取組を進めております。学校跡地をはじめとする市有地の活用につきましては、地域住民の意見も踏まえつつ、事業者のニーズに応じて検討してまいります。
74	新しくできるホテルには、「伝統産業の振興に資する」という条件を付けてほしい。	国際的な都市格の向上や安定した雇用の促進等による市内への高い経済効果等の観点に立ち、市内全域において、地域の歴史や文化、自然環境・景観との調和が図られるとともに、安定した雇用や、伝統産業・伝統文化の振興に資するなど、本市が定める要件を満たした質の高い宿泊施設を誘致するため、積極的な支援を行ってまいります。
75	上質な宿泊施設には、京都伝統産業品にも指定されている北山丸太を使用してほしい。	
76	上質な宿泊施設を作る場合は、京都らしい施設として、京都府の木である北山杉を使うのがいい。	
77	上質な宿泊施設の誘致で伝統文化の振興にとあるが、和の文化日本建築に欠かせない京都の代表的な北山杉を使用してはどうか。	
78	国際都市京都を象徴する建築物には、京都府の木「北山杉」が必要である。	
79	公共施設やホテルに北山丸太をもっと使った方が良い。	
80	日本文化の代表である木の文化を伝えることと、宿泊施設を拡充することを絡めながら取り組んでほしい。	
81	宿泊施設を改装する場合に、できるだけ多くの市内産木材を使用してもらいたい。	
82	北山杉など府内産木材を使用してほしい。	
83	京都の木材を多く使用した宿泊施設の拡充をお願いします。	
84	京都市に宿泊施設を建てるなら地産地消の京都府産材でわびさびのある日本建築にしてほしい。	
85	宿泊施設を拡充するに当たり、建築に係る資材や木材等は府内産のものを使用するのがいいと思う。	
86	京都市内産木材を使用してほしい。	
87	日本らしい和風建築や京都市内の木を使った宿泊施設が良いと思う。	
88	日本古来の木の文化、和風建築を取り入れた宿泊施設が増えれば、京都の質の高いアピールができると思う。	
89	京都の木が宿泊施設の拡充に繋がることを望む。	

98	届出があっても経営実態のない旅館に対して、補助金などを出してはどうか。	旅館は、日本の文化を五感で感じることでできる上質な魅力を持つ施設です。また、外国人宿泊客にとって、京都ならではの「おもてなし」を感じられる魅力ある施設であり、海外に向けた旅館の魅力発信や、外国人宿泊客の受入れに向けた支援などに取り組んでまいります。
99	京都の旅館がなくなりつつあるので、対策を急ぐべきだ。	
100	旅館等を活用するなど、地元資本に配慮すべきである。	
101	旅館の経営改善や運営譲渡を支援すべき。	
102	宿泊施設の拡充を図ることのほかに、修学旅行を受け入れる旅館など、既存の宿泊施設を減らさないことも考えてほしい。将来のリピーターになる学生さんたちを京都人のおもてなしで接遇することは、将来にわたる息の長い観光需要につながると思う。	
103	既存のホテル・旅館に対して手厚い補助・拡充に力を入れるべきである。	
104	中小規模の旅館の事業承継等については、地元企業への継承を優遇するなど、京都のまちづくりの永続性や地元企業の育成の観点なども考慮のうえ、仕組みを整備してほしい。	「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」における旅館の事業承継支援については、より実効性の高いものとなるよう検討してまいります。
105	旅館の稼働率を上げるため、なぜホテルに比べ稼働率が低いのかを調査し、効果的な対策を練り、旅館の稼働率アップに協力する必要がある。	旅館の稼働実態については、平成27年度に調査を実施しております。今後は、調査結果を踏まえ、旅館に向けた様々な支援に取り組んでまいります。
106	表彰制度は、採点に市民の声も入れるべきである。また、施設と周辺住民との調和が図られていることも大事で、周辺からのクレームが無いこともポイントにすべきである。	制度創設における参考とさせていただきます。
107	中学生が、社会体験活動の一環としてホテルで就業体験をすることがあるが、ここで好印象を与えられるようにすることで観光産業に優秀な人材が集まるようにすべきである。	担い手育成における取組の参考とさせていただきます。
108	多言語を使いこなし、ホスピタリティマインドを持つ担い手育成支援に力を入れてもらいたい。	地域の大学や専門学校等と幅広く連携し、研究してまいります。

109	公共交通機関と連携し、京都に宿泊できなくても、京都を訪れることが容易になる仕組みを構築すべきである。	公共交通機関による本市へのアクセスが容易な周辺自治体エリアの宿泊施設と連携を強化し、広域で観光客を受け入れ、利便性の向上を図ってまいります。
110	周辺自治体と連携し、近隣地域に宿泊してもらうことも必要である。	
111	京都で宿がとれなかった場合に隣接市の宿泊施設を紹介する機関をつくり、宇治、城陽、向日市、長岡京市、亀岡市等に誘導すべきである。	
112	地方振興の意味合いを含んだ周辺自治体との連携は推奨すべきである。	
113	周辺自治体と連携しながら観光対応や宿泊対応に取り組んでほしい。	
114	滋賀や奈良など近県と宿泊客を分かち合うべきである。	
115	6,000室分の宿泊施設が必要とのことだが、ホテルは市外でもいいのではないか。落ち着いた静かな京都を願う。	
116	京都市の周辺都市の稼働も調査のうえ、交通インフラを改善し、周辺都市の宿泊施設を活用することで宿泊施設の不足を改善すべき。	
117	近隣自治体だけでなく、広く関西広域の視点が強く求められる。	御指摘のとおり、世界があこがれる観光都市の実現に向けて、宿泊の質を高め、観光の質を高めるため、市内全域に広がる多様で魅力ある地域に、質の高い様々なタイプ、グレードの宿泊施設を拡充していくことが重要であり、このことが観光客の満足度や市民の豊かさにもつながっていくものと確信しております。
118	住居地域においては厳重な審査が必要ではあるが、用途地域の垣根を越えて、グローバルに各施設を展開するのが必要不可欠な時期に来ていると思う。	
119	外国人宿泊者に対するマナー向上の指導を強化し、日本人の京都観光人気度を回復させるべきである。	

キ 第3章2 「民泊」に係る取組と本市の考え方

120	違法民泊施設は、もっと大々的に新聞などで公表すべきである。また、「民泊通報・相談窓口」は、もっとPRすべきである。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。引き続き、「民泊通報・相談窓口」のPRに努めてまいります。
121	「民泊通報・相談窓口」は今後も継続し、良質な宿泊施設の提供に努めてほしい。	
122	「民泊」の仲介業者を厳しく指導し、警察に告発すべきである。法令を遵守している者から見れば、不公平感がある。	本市では、無許可営業施設に対し、許可取得が可能なものは速やかに許可取得するよう、また、許可取得が不可能なものは営業を中止するよう、法令遵守を強力に指導するなど、警察など関係機関とも連携のうえ、全庁を挙げて毅然とした態度で指導を行っています。引き続き、一層の適正化を図ってまいります。
123	無許可民泊については厳しく指導し、東京オリンピック・パラリンピックまでには、「ゼロ」にしてほしい。	
124	京都は率先して違法な民泊の取締りを進めてほしい。	
125	違法民泊は、1年以内に「ゼロ」にするなど、成果目標が必要である。	
126	違法な民泊運営者への素早い抑制を警察と直ちにお願いしたい。	
127	民泊については、迅速な取締りを強化し、毅然とした態度で臨んでほしい。	
128	違法民泊を減らし、正規の宿泊施設に泊まってもらうことにより、非正規従業員が減る形が望ましい。	
129	無許可民泊への指導を徹底し、違法民泊をなくしてほしい。	
130	違法民泊を実施している事業者に対し、改善要求を実施する必要がある。	
131	民泊は、旅館やホテルと同様に、建築、消防等の許可を受けて開業すべきである。また、無許可の施設については厳しく取り締まってほしい。	
132	安心安全を前提とする京都市の考え方に賛成である。違法な民泊が運営されていることが不安な要素である。市民を犠牲にして違法に利益を得る会社を認めてはいけない。	
133	旅館業法の規制を反故にするような民泊は、認めるべきではない。	
134	違法民泊に対しの確に対応するためには、専門の担当者が必要ではないか。	
135	無許可民泊については、大きな事件が起こってからでは遅い。苦情が多い施設には中止命令を出すべきである。	
136	違法な民泊がないよう法整備をしてほしい。	
137	違法な民泊は、テロ対策を含めた安全・安心にも大きな懸念があり、指導、取締りを一層強化してほしい。	

138	違法民泊をなくし、迷惑をかけられている住民の方を「ゼロ」にすることはもちろん、違法に利益を得て税金を納めていない業者も「ゼロ」にしてほしい。	本市では、無許可営業施設に対し、許可取得が可能なものは速やかに許可取得するよう、また、許可取得が不可能なものは営業を中止するよう、法令遵守を強力に指導するなど、警察など関係機関とも連携のうえ、全庁を挙げて毅然とした態度で指導を行っています。 引き続き、一層の適正化を図ってまいります。【再掲】
139	違法民泊を取り締まってほしい。	
140	違法民泊がなくなる限り、前向きな意見を述べようもない。	
141	無許可の宿泊所が多すぎて行政の指導が手薄である。また、管理会社も決めずに宿泊所を販売する不動産業者は問題である。	
142	法律にのっとった指導は必要だが、外国人観光客に対応するために民泊は増やすべきである。しかし、違法な民泊はダメである。	本市の宿泊施設は、関連法令を遵守し、周辺住民との調和が図られるなど、適正に運営されていることが大前提と考えます。そのうえで、単なる宿泊施設不足への対応や不動産の活用手段というよりも、京都における新しい宿泊観光コンテンツとして位置付け、京都らしい良質な「民泊」、すなわち、宿泊客と周辺住民の安心・安全の確保及び周辺住民の生活環境との調和が図られたうえで、「京都の暮らし」を体験できるなどの付加価値を持ったものを推進することが必要だと考えています。 いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
143	京都市の考えに賛成である。民泊は簡易宿所の許可を取得し、ホテルなどと同じ土俵にのってほしい。	
144	民泊については、京都市の考えと同じである。法令遵守を前提に、宿泊客と周辺住民との安心安全が重要である。	
145	無許可民泊をホームページに掲載できないように、仲介サイト事業者に命令や罰則ができるようにできないか。	
157	宿泊施設のインターネット広告において、営業許可証や許可番号を掲載することを義務化すべき。	現在、仲介サイト運営事業者に対し、掲載施設の所在地情報の提供や無許可施設の掲載削除などの要請を行っております。 いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
146	違法施設を掲載している大手民泊仲介サイトについては、報道機関を通じて公表してほしい。	
147	民泊の仲介サイト事業者に対し、登録者情報の提供ができるように命令できないものか。	
148	インターネット上の「民泊」仲介業者に対し、掲載施設の情報を部屋番号まで詳細に記載しない場合は、そのサイトを集客に利用することを条例で禁止してはどうか。	
149	脱税をして収入を得ている民泊運営者から手数料を取っている民泊仲介サイトにも大きな責任がある。	

150	無許可民泊は税務当局に通報し，法人市民税等の徴収をすべきである。	いただいた御意見を今後の取組にいかし，適正課税に向け，取り組んでまいります。
151	無許可民泊の経営者は税の申告をしていないので，脱税に関する取締りも方針に記載すべきである。	
152	違法な民泊は脱税しているのではないか。公平ではないので，適正に課税してほしい。	
153	集合住宅の契約に反して民泊をしている人が多いが，そういう人は所得の申告をしていない。違法民泊の取締りを強化してほしい。	
154	許可を得ている宿泊施設には認定マークを表示するなど利用者に目に見える形で安心感を与える工夫も検討してほしい。	いただいた御意見を踏まえ，旅館業法の許可施設であることが屋外から明確に分かるような標示を進めてまいります。
155	宿泊提供を行う場合は，営業許可種別，営業期間，管理者氏名と住所，固定電話番号を掲示すべきである。	
156	宿泊施設を開業する場合，市の許可証を入口の所に掲示することを義務付けるべき。	
158	民泊については，営業日と管理人の連絡先をその施設に掲示してほしい。	
159	民泊は必ず許可を取得させ，玄関に表示させてほしい。	
160	民泊の運営者名と連絡先を施設に明示させるべきである。	
161	マンションでの民泊は，営業許可書を貼ってほしい。クレームを言いに行くにも連絡先がわからないので，困っている。	
162	民泊が不安だからと一律禁止にするのではなく，おもてなしの心を育てていく必要がある。ただし，一部の明らかに管理不足な施設については制裁が必要だ。	宿泊施設については，新たに策定する指導要綱により，地域住民との調和のための事業者が行うべきルールとして，周辺住民に対する事前説明の実施，営業者や緊急時等の連絡先の開示，迷惑行為防止のための宿泊客への説明の徹底などを明確にし，トラブル等の抑制に努めてまいります。
163	民泊については，オーナーへのクレームを行政が受け付けてしまっている。そうではなく，オーナー等に全責任を持たせるべきである。	
164	ゲストハウスを管理する業者を公表し，管理を徹底させるべきである。	
165	民泊には基本的には反対である。どこの誰がやるのかは自治連に届けてほしい。	
166	民泊に係る新たな指導要綱については，すぐにでも実施していただきたい。無許可民泊は絶対に反対である。	

167	近所の人に賛成してもらえない場所での民泊営業がダメだと思う。	<p>現行の法制度においては、地域住民の合意を宿泊施設の営業許可の要件とすることは困難です。 新たに策定する指導要綱により、地域住民との調和のための事業者が行うべきルールとして、開業前に周辺住民に対する事前説明を実施し、地域住民の理解を得たうえで開業するよう指導してまいります。</p>	
168	宿泊施設の新規開設に当たっては周辺住民の3分の2以上の許可がないと営業できないなどの厳しい決まりを作ってほしい。		
169	民泊については安易に許可してはいけない。地域への十分な説明と納得してもらえる努力が必要と考える。		
170	民泊の許可に際しては、近隣住民の同意を条件とすべきである。民泊が近くにある住宅は資産価値の低下が懸念される。		
171	近隣住民の反対等がある場合は民泊の営業許可を与えてはならない。		
172	小さな家が密集している所に民泊を認めると火事の心配や騒音のため安心して生活できない。住民の過半数の人たちが反対した場合、民泊はすべきではない。		
173	消防法、旅館業法に基づく許可だけでなく、近隣の了解も義務付けるべきだと思う。		
174	無許可の民泊が急増しているが、安易な許可はせず、地元住民、組、町内、連合会の承諾を条件としてほしい。		
175	民泊の開設に当たっては、町内への広報、説明会の開催、住民の同意を得ることを義務付けるべきである。		
176	現在の素案は、周辺住民への意識が低すぎる。民泊の開設に当たっては、事前の詳細説明、住民の同意、責任の所在を明らかにすることを努力義務でなく法律で義務化すべきである。		
177	民泊について、責任の所在が無いことを大変不安に思う。		
178	民泊を設置する時は、周辺住居者の許可確認を強制してほしい。		
179	近所にホテルが建設されたが、事前説明がなかったため近所との軋轢が生まれた。建築物の大きさにかわらず、宿泊施設建設の際は住民への事前説明会を義務化すべきである。		
180	地域との調整の際は、行政にも橋渡し役や説明会への同席をお願いしたい。		<p>原則、市職員による説明会の同席は行っておりませんが、本市では、宿泊施設と市民生活との調和が図られるよう、自治会、町内会等の単位で宿泊施設の運営等に関する協定の締結などを助言しています。 なお、協定書のひな形については、本市の「自治会・町内会 & NPOおうえんポータルサイト」に掲載しておりますので参考にしてください。</p>

181	マンション内で民泊が行われており、セキュリティが意味を成さない。高額な金額を支払ってレベルの高いセキュリティを得たのに台無しである。管理規約で民泊を認めることを明記しているマンションのみに認めるべきである。	新たに策定する指導要綱により、地域住民との調和のためのルールとして、事業者には、本市へ旅館業の許可申請を行うに当たり、賃貸借契約書や管理規約等、営業に係る正当な権原を証する書類を提出することを明確にし、徹底を図ってまいります。
182	管理規約で住居以外の用途を認めていないマンションについては、民泊を原則禁止としてもらいたい。	
183	民泊の営業はマンションの管理組合に届出を行い、その許可を得た場合のみ許可する制度にしてはどうか。	
184	マンションでの民泊は、最低でもマンションの管理組合もしくは理事長に承認を得てからでないと、京都市は民泊の申請を受け付けないという対応をとるべきである。	
185	指導要綱にある民泊事業者の連絡先を開示する先については、「町内会長」には実質的な権限がある人が少ないので自治連や市協会長にすべきである。	御意見を踏まえ、表現を修正させていただきます。
186	外国人に対して、モグリの民泊には宿泊しないことや適法な民泊に宿泊した場合のごみ出しルールや騒音について注意すべきである。	本市では、無許可営業施設に対し、法令遵守に向け、全庁を挙げて強力に指導を行うとともに、本市を訪れる観光客に対しては、ホームページ（日本語・英語）に許可施設の一覧表を掲示するとともに、無許可施設に宿泊しないよう確認を求めるなど、啓発活動に取り組んでおります。 また、ごみ出しルールや騒音等に関しては、新たに策定する指導要綱において、地域住民との調和のためのルールとして、事業者には、宿泊客に対し、迷惑行為を防止するために必要な説明を行い、迷惑行為を生じたときは必要な対処を行うことを明確にしております。
187	観光客に違法民泊には宿泊しない、ごみ出しのルールは守る、騒音はNGといった啓発をすべきである。	

188	近隣の民泊に困っている。宿泊客の深夜の出入りで寝られない。管理者不在で、不審者が出入りしている。	新たに策定する指導要綱により、地域住民との調和のための事業者が行うべきルールとして周辺住民に対する事前説明の実施、営業者や緊急時等の連絡先の開示、迷惑行為防止のための宿泊客への説明の徹底などを明確にし、トラブル等の抑止に努めてまいります。
189	管理者が管理しきれない民泊は安全面では反対だが、ヤミ民泊ではなく管理された意味のある民泊は賛成である。	
190	ゲストハウスの騒音問題などで家を迫られる人が続出している。まず住んでいる人の安心を保障した制度としてほしい。	
191	民泊はトラブルが多い。	
192	静かな生活が脅かされる民泊に反対する。	
193	法令遵守、周辺住宅との調和や安心・安全に配慮したうえで、京都らしい暮らしが体験できる新しい宿泊施設として、京都市独自の民泊について、明確なルール構築を求める。	
194	市民生活との調和を大事にするというお題目だけではだめである。どのように実現するかを示すべきである。	
195	住宅街の中に宿泊施設ができることが不安である。	
196	地域住民の安心して暮らしている町を壊してまでの民泊には反対である。	
197	民泊に対しては、地域住民は不安を感じるものであり、反対である。	
198	民泊に宿泊される外国人観光客の大半は地域のマナーが分からないだけで、住人に迷惑をかけようと思っていない。彼らが理解できるように皆が努力すべきである。	
199	民泊利用者には地域のルールを必ず守らせ、また、周辺住民には旅行者が来ることをあらかじめ知らせるべきである。	
200	民泊の許可を受けても、オートチェックインの民泊は反対である。夜中の騒音など、マナーもない。	
201	民泊利用者には、その地域のルールを必ず守らせるべきである。	
202	民泊の宿泊客と地元の問題が起らないように、ソフト面での対応もお願いしたい。	
203	ゲストハウス内に利用注意事項の記載を義務付けるべきである。	
204	小さな空き家を利用しての民泊の場合、まわりの住民への配慮を最優先に考えなければならない。お互いが気持ちよく過ごせる空間づくりは必須である。	
205	民泊問題は、何より地域住民の方に迷惑にならないことが大事である。市の取組を応援している。	

206	民泊のごみ出しで迷惑している。	<p>新たに策定する指導要綱により、地域住民との調和のためのルールとして、事業者には宿泊客に対し、迷惑行為を防止するために必要な説明を行うとともに、迷惑行為が生じたときは必要な対処を行うことを明確にし、徹底を図ってまいります。</p> <p>また、民泊から排出されるごみについては、事業活動に伴って生じるごみとして適正に処理するよう指導していきます。</p>
207	民泊で大きな問題は、ごみの問題。京都市は、しっかりとPRしてほしい。	
208	民泊は宿泊人のごみ出しを管理者が付き添うべきである。	
209	民泊は、夜うるさく、ごみ出しに困っている。	
210	民泊営業では、自転車の放置、火の元、騒音、ごみ捨てなど、町内に迷惑をかけないように指導してほしい。	
211	民泊は大声、ごみ出しで問題がある。	
212	我が家の隣で営業している民泊が騒音やごみで問題となっているため、指導してほしい。	
213	民泊のごみ問題は、中国人のマナーが悪い。東山区は棟続きの家が多く騒音が問題になっている。そういった点を改善してもらえるように市からしっかりと指導してほしい。	
214	近所の民家に迷惑のかかる民泊の運営に反対する。	
215	地域へのメリットがないので、民泊は中止してほしい。	
216	マナー違反が多いため、外国人観光客が民泊に宿泊することは絶対反対である。京都は静かな歴史のある観光都市である。	
217	民泊で困っている。路地から民泊の入口にいたる壁が傷だけである。	
218	日本のマナーを外国人観光客に事前にPRするべきである。	

219	民泊の方針に大いに賛同する。民泊事業者と地元住民と協定書を交わすなど住民の不安を和らげる施策がもっと必要である。	
220	民泊のルールについては、自治会・町内会、観光・不動産・行政の関係者で協議するべきである。	
221	民泊ができるときは、町内での決まりごとを作ることを義務付けるべきである。	本市では、宿泊施設と市民生活との調和が図られるよう、自治会、町内会等の単位で宿泊施設の運営等に関する協定の締結などを助言しています。 なお、協定書のひな形については、本市の「自治会・町内会 & NPO おうえんポータルサイト」に掲載しておりますので参考にしてください。
222	京都は町内会等の地域の住民が協力して現在がある都市である。民泊に対しても、どの自治体よりも地域住民に配慮する必要がある。	
223	管理人のいないゲストハウスは、最低限の条件として近隣住民と協定書を交わす必要があると思う。	
224	民泊の最大の問題点は管理人が常駐しないなどの無責任体制である。市は町内及び近隣住民との協定書の締結を義務付けてほしい。	
225	民泊の条例をつくって、町内と事業者が話し合いできるようにすべきである。	
226	民泊のメリットは、旅行者との交流である。旅行者と京都の青少年との融合を民泊施設で推進していただければと思う。	
227	民泊は、地域住民との調和、ふれあいなどが大事である。	
228	民泊の取組について「地域住民との調和、ふれあい・交流の促進」は、現実的に困難だと思われる。	本市では、宿泊客と周辺住民の生活環境との調和が図られ、宿泊客と周辺住民との間に「心のふれあい」が生まれてこそ最高のおもてなしであると考えております。 そのため、宿泊施設に対し、地域活動等への参加や、自治会・町内会等の単位で宿泊施設の運営等に関する協定の締結などを助言し、地域住民との調和や地域住民との交流を促してまいります。
229	民泊施設については、市民生活との調和を一番に考えてほしい。	
230	旅館業法の許可を得て適切に運営されている施設の事例や許可を得るための手続における事業者の体験談などを周知してほしい。	いただいた御意見については、宿泊施設拡充・誘致に向けた施策の一環として、取り組んでまいります。

231	ホームステイ型民泊は緩和し、集合住宅型民泊は認めないでほしい。また、民泊の許可を得るには、近隣住民の合意が必要としてほしい。	<p>現行法上、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業行為であれば、「ホームステイ」についても、旅館業となり許可が必要です。</p> <p>今後、本市において、「ホームステイ」をどう取扱っていくかについては、国において検討が進められている「民泊」や旅館業に係る新たな法制度における位置付けなど、詳細が判明した後、本市における対応について検討してまいります。</p>
232	方針にはホームステイ型の民泊を認める記載がない。国と国との理解を深め、好適である。	
233	民泊は簡易宿所とし、住居系用途地域への設置は許可しないでほしい。ホームステイ型の民泊は問題ないと思う。	
234	ホームステイであれば、ゲストとの間に交流が生まれる。家主居住型のホームシェアリングは、旅館業の枠から外してほしい。	
235	ホームシェアリングは、宿泊者が日常生活を体験でき、収入の支えにもなるので、家主同居型については、実施のためのハードルを低くしてほしい。	
236	ホームステイでの異文化交流は人生経験にプラスになる。	
237	ホームステイ型の「民泊」に限定し、用途地域制限を緩和してほしい。	
238	ホームステイ型民泊は、第一種低層住居専用地域でも可能とするべきである。	
239	田舎でホームステイ型の民泊を自宅で運営しているが、他県や他行政も参考にされると思うので、京都が先行して民泊を正式に認めてほしい。	
240	一人で生活していたが、空き部屋を民泊で貸し出してから、毎日が楽しく豊かになった。すこしでもこのすばらしい体験を民泊を通して知ってほしい。	
241	東京都内で居住型の民泊をしているが、沢山の良い経験ができた。日本一の観光都市である京都市が民泊を禁止されるのは、質の高いホスト、ゲストが一概に排除されることと同じだ。	
242	神奈川でホームシェアリング（民泊）をやっているが、とても有意義な時間を過ごしている。ホテルでは感じることでできない体験を求めている人がたくさんいる。	
243	ホームステイ型の民泊は行政機関に登録することとし、定期的に勉強会を行ってはどうか。また、一定期間受講しない場合は登録解除としてはどうか。	
244	ホームステイ型の民泊は様々な人々と交流することができ、日本の観光振興に寄与している。ホームステイ型の民泊を登録制にして、用途地域の制限をなくしてほしい。	
245	家主同居型の民泊は許可制ではなく登録制とし、手続を簡素化してほしい。	
246	ホームステイ型民泊は、日本の生活文化を直接発信できる素晴らしい形態である。	
247	ホームステイ型の民泊に旅館業法を適用することは憲法上問題がある。また、指導要綱で不要な規制を設けることは許されない。	
248	ホームステイ型民泊を運営しているが、ホームステイ型に来てくれるゲストは日本への憧れをもって、本当の日本人の生活を知りたいから私の家に泊まりたいと言ってくれている。企業に所属しなくても一人一人が輝けるような仕組みづくりをお願いする。	
249	京都市をホームステイビジネスに寛容なまちにしてほしい。	

250	民泊という問題は家主滞在型，不在型で完全に分けて考えるべきで，家主滞在型は認可すべきである。	
251	営業日数の制限やホストの住民票がある場所での民泊営業のみを許可することで，利益優先の事業者を排除し，質の高いホームステイ型の民泊のみを京都に増やすとよい。	
252	民泊は同居型に限ることで，トラブルなく運営できると思う。	
253	家主同居型の民泊を認めてほしい。	
254	同居型の民泊を周辺住民の合意を得て運営した結果，国際交流ができるようになり，売上で地元生産者を応援することもできた。同居型の民泊を京都市を挙げて盛り上げてほしい。	
255	ホームステイ型の民泊を増やすことで国際交流が進む。	
256	ホームシェアリング型民泊を含む多彩な宿泊形態を提示することで，生きた交流や良質な滞在につながる。住宅専用地域でも受け入れができるようにしてほしい。	
257	ホームステイ型の民泊は満足度が高いので，観光客を増やしたいのであればホームステイ型の利用を促進すべきだ。	
258	ホームステイが国際交流に意義があるからといって，民泊を開放するのは短絡的である。ホームステイそのものの振興策を検討すればいい。	
259	ホームステイだからと言って，必ず近隣住民と調和できるものではない。ホストが地域との調和を目指していなければ，迷惑施設になってしまう。	
260	伝統工芸の工房と店舗がある敷地内に離れがあり，民泊施設として開放したいので，「ホームステイ型」の定義に個人だけではなく，法人の事業所も認めてほしい。	
261	古い町屋で商売をしているが，事業所でもホームステイ型民泊ができるよう法整備してほしい。	

現行法上，宿泊料を受けて，人を宿泊させる営業行為であれば，「ホームステイ」についても，旅館業となり許可が必要です。
 今後，本市において，「ホームステイ」をどう取扱っていくかについては，国において検討が進められている「民泊」や旅館業に係る新たな法制度における位置付けなど，詳細が判明した後，本市における対応について検討してまいります。
【再掲】

262	京都市では、居住専用マンションにおいて、民泊が認められないようにしてほしい。	共同住宅における「民泊」については、同施設に居住する住民との調和と、宿泊客と住民の安心・安全の観点を踏まえ、国で検討が進められている、いわゆる「民泊」新法の詳細が判明した後、本市における対応について検討してまいります。	
263	市長の発言にあった集合住宅での民泊禁止は大賛成である。また、民泊は、家主常駐を条件にしてほしい。		
264	マンションでの民泊は、禁止すべきであり、そのことは国にも要望すべきである。		
265	市の民泊対策に賛同するが、マンションでの民泊だけは認めないでほしい。		
266	民泊は、京都にいらぬ。ワンルームマンションは絶対だめである。危険な環境にしないしてほしい。		
267	集合住宅、特にワンルームマンションでの民泊は反対である。		
268	普通のマンションに旅行者だけが宿泊することは反対である。		
269	マンションでの宿泊は好ましくない。		
270	一棟貸しであればいいが、マンションでの民泊は近隣の迷惑になる。		
271	住宅地域やマンションを利用しての民泊は絶対反対である。		
272	分譲マンションの民泊は禁止すべき。最低でも管理組合の承認が必要である。		
273	マンションでの民泊は話し合う必要があると考える。		
274	民泊に反対する。		現在、国において旅館業法とは全く別の法制度として、いわゆる「民泊」新法の検討が進められています。本市としては、今後の国の法整備の方向性を注視し、必要な要望を行いつつ、「民泊」を京都らしい良質な宿泊サービスにするため、「民泊」新法の詳細が判明した後、具体的な取組について検討を進めることとしています。いただいた御意見は、具体的な取組の検討において、参考とさせていただきます。
275	京都市では、民泊は禁止するという方針で良いのではないか。		
276	民泊の開業によって、不動産の価値が下がった。民泊は百害あって一利なしである。		
277	静かな住宅地などでの民泊の営業には反対である。		
278	民家が密集した住宅地では民泊を認可すべきでない。		
279	住宅地域の中での民宿・宿泊施設の営業は無理だと思う。		
280	民泊については、厳しく規制してほしい。特に経営者が日本人でない場合は問題である。		
281	住宅街の民泊に反対する。		
282	不正な民泊には絶対反対である。		

283	民泊は迷惑だけでなく正当な観光客減少につながり、犯罪の温床にもなるため、原則廃止を求める。
284	10人以上宿泊できるなど、一定規模の宿泊施設であることを許可条件としてほしい。
285	近隣住民の安心が第一とした民泊制度としてほしい。
286	民泊新法について国が一律に全て決定すべきではない。自治体によって事情が異なる。民泊新法に係る国の決定には、地方が物申すことができるようにしてほしい。
287	民泊については、日本一厳しい条例を制定してほしい。
288	「民泊」に関する条例制定をしてほしい。
289	外国人旅行者の宿泊は、ホテル・旅館にし、「民泊」を利用する際は、3泊4日以内にしてはどうか。
290	国の民泊新法による規制緩和に反対し、市独自のルールを作成してほしい。
291	家主が常駐し、管理することを民泊の許可条件にしてほしい。
292	管理者が常駐しない民泊営業には反対である。
293	いかに宿泊施設が不足しているとしても、おもてなしの心に沿った宿泊施設を検討すべきであって、管理者のいない宿泊施設など論外である。
294	民泊の許認可には厳しい基準を設けてほしい。質の高い宿泊施設でないと外国人を受け入れてはならない。
295	民泊については、ホストと協議したうえで安全、衛生、観光の情報などについてルールを作成してはどうか。
296	旅館業法があれば民泊新法等による新たな許可基準は必要ない。
297	民泊を経営する場合は、行政に民宿の屋号、所在地等を申請させ、管理責任者を明確にすべきである。
298	優良な宿泊施設だけを認可し、専用マークを作るなど工夫をしてもらいたい。
299	京都市内に住んでいる方が地元で運営する民泊については、緩和してほしい。
300	京都市外に住んでいる方が投資目的で運営する民泊は規制してほしい。
301	家主、事業主、会社の所在地など、管理者がいる環境で、宿泊可能人数を制限したものを1人、もしくは1社に1営業だけという形で民泊を認めるべきである。

現在、国において旅館業法とは全く別の法制度として、いわゆる「民泊」新法の検討が進められています。本市としては、今後の国の法整備の方向性を注視し、必要な要望を行いつつ、「民泊」を京都らしい良質な宿泊サービスにするため、「民泊」新法の詳細が判明した後、具体的な取組について検討を進めることとしています。いただいた御意見は、具体的な取組の検討において、参考とさせていただきます。【再掲】

302	消火設備と管理体制を民泊施設の許可条件としてほしい。	
303	一部地域に限定して、民泊特区をつくってはどうか。	
304	民泊で観光客を呼び込んでも、市内中心部以外にはメリットがない。	
305	安易な民泊緩和には反対する。一般の京都市民が苦痛なく生活できることを1番に望む。	
306	民泊は旅行者に紛れて犯罪者が入り込んだら大変なことになる。	
307	パリではアパートに民泊がはびこり、多くの住民が住居を失う事態となっている。また、民泊は「脱税」を生みホテル倒産等により「雇用を奪う」負の部分が多い。民泊はテロリストの潜伏先にもなる。特に共同住宅での民泊は禁止すべきである。	
308	管理できない民泊に反対する。京都市が宿泊施設を用意すべきである。	
309	民泊は近隣への影響が少ないもののみ認めるべきである。	
310	民泊は法令で厳しく規制してほしい。	
311	民泊の特例許可については、用途地域という線引きではなく、上質なサービスを提供するための諸条件を満たしているかどうかで判断してほしい。	
312	民間交流的な民泊は進めるべきである。宿泊者ときちんと対面をし、必要なことを説明して身元を確認することを条件にすれば、トラブルが防げる。	
313	京都が世界の観光都市として成長していくためには、民泊も宿泊の選択肢としてあるべきだ。	
314	民泊の規制は緩和すべきである。京町家の良さを世界中の観光客に知ってもらうべきである。	
315	Airbnbでは、本人の認証を重視し、公的なIDの確認やクレジット決済に限定するなど、トラブル発生の可能性を抑えている。私が運営する民泊では近隣とのトラブルが一切ない。	
316	民泊利用者はお金がない人ではなく、宿泊費を節約し、その分を買い物や飲食費に回す人であり、民泊の営業は経済活性化に繋がる。	
317	民泊の営業を開始してからというもの、たくさんのゲストに来ていただき、老後の寂しい生活が一変した。	
318	家主に無断で民泊を行うことは問題だが、そうでなければ問題はないと思う。外国人観光客を悪く見すぎである。	

現在、国において旅館業法とは全く別の法制度として、いわゆる「民泊」新法の検討が進められています。本市としては、今後の国の法整備の方向性を注視し、必要な要望を行いつつ、「民泊」を京都らしい良質な宿泊サービスにするため、「民泊」新法の詳細が判明した後、具体的な取組について検討を進めることとしています。
いただいた御意見は、具体的な取組の検討において、参考とさせていただきます。【再掲】

現行法上、「民泊」は旅館業であり、許可を得なければ、営業できません。
「民泊」を含む本市の宿泊施設は、関連法令を遵守し、周辺住民との調和が図られるなど、適正に運営されていることが大前提と考えます。そのうえで、単なる宿泊施設不足への対応や不動産の活用手段というよりも、京都における新しい宿泊観光コンテンツとして位置付け、京都らしい良質な「民泊」、すなわち、宿泊客と周辺住民の安心・安全の確保及び周辺住民の生活環境との調和が図られたうえで、「京都の暮らし」を体験できるなどの付加価値を持ったものを推進することが必要だと考えています。
いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。

319	独居老人だが、これまで大学生を下宿させていた延長線で民泊を始めたが、生きる活力になっている。地域の活力、国際交流、独居老人の生き甲斐のため、民泊を認めてほしい。	
320	民泊はホテルのサービスと比べることはできないが、思いやり、日本人らしい生活が体験できる素晴らしいものである。	
321	Airbnbを利用して素晴らしい思い出ができた。京都を訪れる旅行者により鮮明な思い出と、日本や京都に住む人々と世界中の人々との絆を育むタイプの私的な宿泊施設が増えることを願っている。	
322	京都の民泊に滞在して、日本の生活様式を理解できた。	
323	Airbnbを利用して民泊に泊まり、京都でいい思い出づくりができた。	
324	Airbnbでは快適に過ごせた。	
325	民泊を運営しているが、真の国際交流のためには民泊というのは非常に有効な手法だと感じている。	
326	ホームシェアリングは既存の宿泊業とはまったく別のビジネスモデルであるため、旅館業法を適用するのではなく、新たな一連のルールを定めることを提言する。シェアリングエコノミーの本質的な利点は、一般人が補助収入を得るために自分の空き時間や空きスペースなどを活用できるようにすることであり、旅館業法の適用により、ホームシェアリングが非住宅地域に限定された場合、このようなシェアリングエコノミーの利点が失われる。	
327	事業として宿泊施設を提供することと、非事業的に宿泊施設を提供することを明確に区別することを提言する。年間に数泊を貸し出すに過ぎないものなどに宿泊業と同水準の規制を課すべきではない。	
328	東京でホストファミリーをしているが、近所に迷惑がかからないようにルールを徹底すれば、税収も増えるし、国際交流もできるし、本当に楽しくて社会のためになると思う。	
329	民泊に泊まる観光客がよく迷惑をかけると聞くが、ホストが宿泊者にしっかり案内、説明をすれば解決できない問題ではない。	
330	宿泊施設を増やすのに、民泊という安易な手法で見切り発車するべきではない。	
331	観光客の増加で迷惑している中、京都市は宿泊施設を確保する名目で民泊を増やそうとしている。観光よりも市民に優しい施策が必要である。	
332	違法民泊は、旅行者の満足度を下げ、結果的に観光客を減らすことにもなるので、京都市には旅行者の満足度を上げる施策を実施してほしい。	<p>現行法上、「民泊」は旅館業であり、許可を得なければ、営業できません。</p> <p>「民泊」を含む本市の宿泊施設は、関連法令を遵守し、周辺住民との調和が図られるなど、適正に運営されていることが大前提と考えます。そのうえで、単なる宿泊施設不足への対応や不動産の活用手段というよりも、京都における新しい宿泊観光コンテンツとして位置付け、京都らしい良質な「民泊」、すなわち、宿泊客と周辺住民の安心・安全の確保及び周辺住民の生活環境との調和が図られたうえで、「京都の暮らし」を体験できるなどの付加価値を持ったものを推進することが必要だと考えています。</p> <p>いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。【再掲】</p>
332	違法民泊は、旅行者の満足度を下げ、結果的に観光客を減らすことにもなるので、京都市には旅行者の満足度を上げる施策を実施してほしい。	今後も違法な民泊施設に対する指導を強力に進めてまいります。

333	民泊については、玄関帳場（フロント）の設置と人の常勤を義務付けてほしい。	本市では、条例により、旅館業の営業施設には、原則として玄関帳場の設置を義務付けています。玄関帳場では、宿泊者と対面による鍵の受け渡し、宿泊者名簿の記載などを行う必要があることから、従業員が待機するよう指導を行っています。
334	宿泊施設には、フロントがあり、常駐の従業員がいることを許可条件としてほしい。	
335	民泊はフロントが無いので、テロリストが潜伏することができるとともに、伝染病に詳しい清掃スタッフが配置されていないので、伝染病が広がりやすい。	
336	民泊の管理者は常駐を義務付けるべきである。	
337	管理者が常駐しない宿泊施設は許可しないでほしい。	
338	民泊は留守番がいないと困る。	
339	近隣の民泊に困っている。宿泊施設として運営するのであれば、管理者がいる施設にしてほしい。	
340	管理人がいない宿はおかしい。良い民泊が多くできるよう指導してほしい。	
341	旅館業法の帳場の設置義務は不要である。	玄関帳場の設置により、不健全な営業形態の宿泊施設を排除する必要があることから、本市では、玄関帳場の設置は必要と考えています。

342	京町家であってもフロントの設置義務を免除するのはおかしい。近くに施設の管理者が居住している体制を許可条件とすべきである。	京町家における玄関帳場の設置義務の免除に当たっては、営業者等の連絡先を施設内に明示し、かつ、営業者等が宿泊者から連絡を受けたときは、速やかに施設に到着できる範囲内に所在することなど、適正な管理が行えることを要件としています。
343	民泊の問題は、儲けだけを考える業者が横行し、ソフト面での京都の観光資源を侵食しているような気がする。	本市の宿泊施設は、関連法令を遵守し、周辺住民との調和が図られるなど、適正に運営されていることが大前提と考えます。そのうえで、単なる宿泊施設不足への対応や不動産の活用手段というよりも、京都における新しい宿泊観光コンテンツとして位置付け、京都らしい良質な「民泊」、すなわち、宿泊客と周辺住民の安心・安全の確保及び周辺住民の生活環境との調和が図られたうえで、「京都の暮らし」を体験できるなどの付加価値を持ったものを推進することが必要だと考えています。 いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
344	民泊について日本と世界で、また政府と自治体で考え方が違いすぎる。	本市では、国に対して、「民泊」に係る制度全体にわたって、地域の実情を踏まえた運用を認める内容とする旨の要望書を提出しています。
345	ワンルームマンションなどの簡易宿所への改修に補助金を出してはどうか。また、廃校や使われていない公的施設も簡易宿所にしてはどうか。	本市の宿泊施設は、関連法令を遵守し、周辺住民との調和が図られるなど、適正に運営されていることが大前提と考えます。そのうえで、単なる宿泊施設不足への対応や不動産の活用手段というよりも、京都における新しい宿泊観光コンテンツとして位置付け、京都らしい良質な「民泊」、すなわち、宿泊客と周辺住民の安心・安全の確保及び周辺住民の生活環境との調和が図られたうえで、「京都の暮らし」を体験できるなどの付加価値を持ったものを推進することが必要だと考えています。 なお、学校跡地をはじめとする市有地の活用につきましては、地域住民の意見も踏まえつつ、事業者のニーズに応じて検討してまいります。
346	京都市の民泊のホームページは、日本語ばかりで英語等の表記がない。	「民泊の利用及び提供に当たって（重要）」の日本語表記に併せて、英語表記も作成しております。
347	民泊は色々問題があると聞く。感染症や犯罪、安全面で本当に不安である。	本市では、旅館業施設の衛生確保、適正管理及び旅館業の業務の適正な運営の確保を図ることを目的とし、定期的に監視を行っています。
348	許可した民泊については、後々まで監督する必要がある。	

349	「民泊」の用語の定義をしてほしい。	本素案においては、「主としてインターネット上の仲介事業者を介し、本来宿泊施設ではない住宅等の全部又は一部を宿泊場所として旅行者に有料で提供する宿泊サービスの形態」と定義しております。 なお、いただいた御意見を踏まえ、追記させていただきます。
350	「民泊」の定義を明確化するべきである。	
351	「民泊」の言葉の明確な定義が必要である。	
352	旅館業法の審査が審査担当者によって判断が異なる。基準を明確にし、共通の判断基準として明示すべきである。	本市では、急増する旅館業の開業相談に対応するため、許可手続の流れや要点、また、開業の手引を本市ホームページに掲載し、許可取得の支援を図っております。
353	簡易宿所の営業許可申請手続の許可基準を明確化し、できれば公表してもらいたい。	
354	「民泊に係る取組と本市の考え方」に特区民泊についての記載があってもよいのではないか。	本市においては、現時点で特区を活用した外国人滞在施設経営事業に関する条例の制定は予定しておりません。
355	隣に民泊がオープンしたが、開業に当たって説明会が行われたほか、連絡先を公開し、事あるごとにオーナーが住民に声を掛けるなど、気配りされているため、不安が軽減されている。民泊オーナーは近隣住民とのきめ細やかな対話が必要であると思う。	現行法上、「民泊」は旅館業であり、許可を得なければ、営業できません。 「民泊」を含む本市の宿泊施設は、関連法令を遵守し、周辺住民との調和が図られるなど、適正に運営されていることが大前提と考えます。そのうえで、単なる宿泊施設不足への対応や不動産の活用の手段というよりも、京都における新しい宿泊観光コンテンツとして位置付け、京都らしい良質な「民泊」、すなわち、宿泊客と周辺住民の安心・安全の確保及び周辺住民の生活環境との調和が図られたうえで、「京都の暮らし」を体験できるなどの付加価値を持ったものを推進することが必要だと考えています。 いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
356	周辺住民との調和が取れていれば、帳場設置義務緩和、必要に応じた消防基準、用途地域を柔軟にする、ということで簡易宿所の許可を取りやすくすべきである。	
357	民泊の運営者のほとんどは、宿泊ビジネスのリスクや社会的な義務、外国人を扱う大変さを全く理解していない。そういう人の意見は無視すべきである。	
358	京都らしい町家の宿泊施設をもっと増やしてほしい。	
359	適法な民泊について「優、良、可」として格付けしてはどうか。「優」であれば、安心できる。	
360	民泊は、仮にその建物が火事になり宿泊者が残されていても、「助けてください」と連絡すべき人がその場にいないので危険である。	
361	民泊については、仲介と併せて管理についても新たなビジネスになると考えている。	
362	民泊が増えて観光客が増えても、人口が減少しては意味がない。	
363	民泊には衛生面、治安面の問題があり増加している現状に不安を感じる。	
364	民泊がなぜ利用されているかという視点が欠落している。ホテルはキッチンがないため、大家族で過ごせないしアクセスも悪い。そのため民泊が選ばれているのではないか。	

365	通りから入り組んだ場所にある民泊は防犯面に問題があるため、禁止すべきである。	<p>現行の法令上、私道に接道していることや周辺住民の反対があることのみをもって、旅館業の許可を認めないことはできません。</p> <p>ただし、本市の宿泊施設は、関連法令を遵守し、周辺住民との調和が図られるなど、適正に運営されていることが大前提であることから、必要な指導を行ってまいります。</p>
366	狭い住宅の奥の一軒並でのゲストハウスに反対する。	
367	宿泊施設の許可基準には前面道路の幅員などを定め、狭いところでは許可しないようにしてほしい。	
368	路地内は災害時の避難の時などで、安全上の問題があるため、路地内では民泊を運営できないようにするべきである。	
369	袋地の私有地に面する住宅で質の高い宿泊はありえない。	
370	路地、私道の民泊には絶対反対する。	
371	私道に面した民泊については、認可しないでほしい。	
372	私道に面した民泊営業は他の私道の所有者すべてに許可を得るような制度としてほしい。	
373	民泊については、周辺住民の半数以上の反対があれば、許可をしないという条例をつくってほしい。私道は特にである。	
374	私道に面した民泊営業は他の私道の所有者すべてに許可を得るような制度としてほしい。	
375	私道に隣接して民泊を開業する場合、他の私道の所有者が多数反対した時、市は許可すべきでない。	
376	私道に隣接して民泊を開業する場合は、他の私道の所有者が多数反対した時、市は許可すべきでない。	
377	私道を含んだ居住地に民泊を開業する場合、私道を分割所有している方々に説明があつて当然だと考える。このような場合は、認可を出す前に居住者の意見を聞くことが必要不可欠だ。	
378	私道に接して民泊を開業する場合、ほかの私道の所有者が反対したら、市は認可すべきでない。	
379	私道におけるゲストハウス開業許可はその住民が半分以上反対した場合、許可をしないという条例を作るべきである。	
380	私道に面した場所での宿泊施設の営業は禁止すべきである。	
381	私道に隣接して民泊を開業する場合、他の私道の所有者が多数反対した際、市は許可すべきでない。	

382	観光客は悪者ではない。ごみをつくるような過剰包装の廃止や、食事スペースのない食品販売を観光地では禁止するなどの市民と業者の意識改革を期待する。	いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
383	学生のまち京都でありながら、近所でワンルームマンションが用途変更している現状をみると、近い将来学生の住むところなくなるのではないかと心配である。	
384	住宅地での民泊営業は、市内の宿泊施設の偏在性の緩和となり、利便性の向上や宿泊施設数の増加に資する。	
385	民泊の規制を強化してほしい。現在の3万円の罰金は軽すぎるので、斡旋や代理業者も含めて厳しい罰則を設けてほしい。	現在、国において旅館業法とは全く別の法制度として、いわゆる「民泊」新法の検討が進められており、住宅提供者、管理者、仲介事業者に対し、規制を課すことで適正な管理や安全面・衛生面を確保しつつ、「民泊」の実態を把握できる仕組みを構築することとしています。本市としては、今後の国の法整備の方向性を注視し、必要な要望を行いつつ、「民泊」を京都らしい良質な宿泊サービスにするため、「民泊」新法の詳細が判明した後、具体的な取組について検討を進めることとしています。いただいた御意見は、具体的な取組の検討において、参考とさせていただきます。

ク 第4章 地域別の宿泊施設誘致のイメージ

番号	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
386	雲ヶ畑や大原など市内周辺地に地域に調和した旅館や体験型宿泊施設ができるようにしてほしい。	本方針において、雲ヶ畑や大原をはじめとする地域を例示として記載しておりますが、市内の中心部のみでなく、中心部とは異なる魅力のある山ろく地域なども含め、市内の多様な地域に宿泊施設の開業を促進してまいります。
387	方針に小野郷や大原だけが記載されているのはおかしい。もっと幅広く考えるべきだ。	

ケ 第5章 「京都市宿泊施設拡充・誘致方針（仮称）」を踏まえ

番号	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
388	宿泊施設が誘致されることに伴い、市内外にどのような影響があったのか、経済的な効果や周辺への影響等について、適宜把握を行い、必要に応じて方針の内容の更新を行ってはどうか。	御意見を踏まえ、表現を修正させていただきます。
389	具体的な取組については、すぐに取り組みべきもの、中長期的な視野で取り組むものなど、それぞれに緩急をつけて取り組むべきである。	本方針に記載されている具体的な取組について、早期に実施可能なものについては、平成28年度中から取り組むとともに、平成29年度には「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」を設置し、市内全域での宿泊施設の拡充や、上質な宿泊施設の誘致に取り組んでまいります。
390	各施策をどのように展開するのか、ロードマップをはっきりさせることが必要である。	
391	今後の具体的なロードマップを明確にしてほしい。	

コ その他の御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
392	宿泊施設拡充の一方で、公共交通機関や主要ターミナルの利便性向上など交通環境を整備しなければ、観光客の受入れはもとより、市民生活の確保に懸念がある。関係部局、周辺自治体、民間企業との連携・協力による受入環境整備を進めるべきである。	御指摘のとおり、交通問題についても同時に対応すべき問題であると認識しており、観光バス対策や手ぶら観光の推進など、引き続き、取組を進めるとともに、観光客と市民生活を調和させ、市民と観光客両方の安全・安心を前提に、観光による地域活性化などを通じて、市民の豊かさにつながるよう取組を進めてまいります。
393	宿泊施設が地域的に偏りがちなのは、大きな荷物を持ち運ぶ交通機関がないからである。ターミナルから離れたエリアへの移動に、皆苦労している。市内のより広い範囲での宿泊施設の拡充を考えるうえでは、同時にこの問題にも対応する必要がある。	
394	現在でも交通や観光施設は既にキャパオーバーである。観光都市であることは承知しているが、市民を置き去りにしないでほしい。	
395	京町家を利用した宿泊施設が多いが、耐震性は大丈夫なのか。京都市は、宿泊施設が地震で倒壊しないように耐震化を進め、宿泊者の安全を確保してほしい。	質の高い宿泊施設には、宿泊者の安心安全も大変重要であると認識しております。いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
396	地域経済の活性化を図るのであれば、同時に既存旅館施設の耐震化や高断熱化を進めていくことも重要である。	
397	民泊には大反対である。京都市が外国人の団体客が泊まれる宿を用意すべきである。	現時点において、新たに本市が宿泊施設を運営する予定はございません。いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
398	京都市が宿泊施設を開設すれば雇用対策にもなると考える。	
399	京町家の保存と空き家問題が一気に解決できるのが、宿泊施設ブームである。旅館業ではない、ホームステイに近い解釈の施設を京都市が創ればいいのではないか。	今後の外国人の観光客誘致施策を検討するうえで、参考とさせていただきます。
400	オリンピック以降のインバウンドのターゲットをしっかりと選定してほしい。	
401	修学旅行や団体客は、できる限り、宇治市、亀岡市、長岡京市等のホテルや農家民宿に宿泊すべきである。	周辺自治体と連携し、広域での観光客全般の受入れに取り組みます。また、農家民宿についても利用促進に取り組んでまいります。
402	ヨガが行われている施設近くの宿泊所で、ヨガの割引券を発行すれば、集客につながるのではないか。	地域活性化に結びつく、地域と連携した事業は非常に重要なものであると考えております。
403	京都観光を長期的に支える主体は日本人観光客であり、そこへの対策をより重視すべきである。また、ビジネス客等、堅実な需要が見込まれる層へのアプローチも念頭に宿泊政策を強化してほしい。	御指摘のとおり、インバウンドのみならず、京都を毎年訪れていただけるような日本人観光客や、ビジネス客も重要であります。そのため、市内全域に、多様なタイプ・グレードの宿泊施設の拡充・誘致を図ります。
404	京都は、一般観光客とM I C E関係者という2ジャンルの対応を同時にこなす必要がある。	「京都観光振興計画2020」においては、計画の4つの柱として「人づくり、まちづくり」、「魅力の向上、誘致手法」、「魅力の発信 コミュニケーション」、「M I C E戦略」を掲げており、観光客とM I C Eの誘致の両方を同時に

405	京都観光について、将来どういった方向性へ進んでいくのかを精査・選別していく時期にきているのではないか。	「略」を掲げており、一般観光客とMICE誘致の両方に同時に取り組んでおります。 いただいた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
-----	---	---

406	将来を担う若者が、幅広い活躍の場が期待できる観光業界への興味を抱くよう誘導するとともに、宿泊のみならず、その周辺の観光関連業界への雇用や起業を促進していくための施策を検討してほしい。	本市の観光政策に関する分野別計画である「京都観光振興計画2020」におきまして、計画の柱の1つに「人づくり、まちづくり」を掲げており、宿泊業はもちろん観光関連業界への憧れを醸成していくとともに、担い手の育成支援に向けた取組を進めてまいります。
407	人材育成については、ホテル・旅館単体ではなく、周辺産業も含めて考える必要がある。	
408	宿泊施設を増やしても、人手不足では運営できない。増室や拡充を進める前に、人材の確保や教育が必要である。	
409	政策の推進に当たり、現在導入が検討されている新たな財源との関係性についても明らかにしてほしい。	現在導入が検討されている新たな財源につきましては、外部有識者や市民公募委員等により、あらゆる角度から検討を進めているところです。
410	地域で外国人観光客を受け入れることについての、市民理解を深めるべきである。	本方針においても同様の認識でございます。
411	ホテルや旅館を建築する際は、街並みが揃っていたり、周囲と調和していることが望まれる。中京区はこれからの数年間は工事だらけになるが、環境悪化を防ぐため、特に大型案件については早急に検討を求める。	
412	市バス・地下鉄では、大きなキャリーバックを持つての移動は、迷惑になることもある。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
413	南海トラフを震源とする地震に対する京都市の対策や、予想される被害に対して十分に機能できるものなのかを今一度検討し、結果を公表してほしい。	
414	海外に行った際には、旅館やホテルより一般の家庭に泊まりたいと思う。	
415	公園を売却し、ホテルに転用してはどうか。	
416	市役所の建替え計画を凍結し、市役所の場所に高層ビルを建てて、一部を市役所の本庁舎、残り全てをホテルとするべきである。	
417	宿泊税を導入するべきである。	
418	旅館業法の手続に建築士や設計士等が代理で申請し報酬を得ている。窓口で行政書士証票を提示させてほしい。	
419	宿泊事業者に特別な税を課す、営業許可を更新制にして更新料を取る、申請手数料を上げるなどの方法で市民に還元すべきである。	
420	市民と観光客を「もてなす」「もてなされる」の関係ではなく、両者が京都の価値を共有する「観光まちづくり」の実現を目標とすべきである。	
421	宿泊施設においても、共同住宅と同様に容積対象面積から共用廊下や屋内階段などを除外するなどの容積率緩和の早急な条例化を期待する。	

サ 表示方法等に関する御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
422	タイトルまたはサブタイトルに、「市民の安心安全」という文言がない。民泊に悩まされている方も多。市民の安心安全は大切である。	御意見を踏まえ、表現を修正させていただきます。
423	タイトルやサブタイトルに、「観光客と宿泊客の安心安全や周辺住民との調和」を入れるべきである。	
424	ホテル、旅館、簡易宿所、住居専用地域、工業地域、市街化調整区域などは、簡単な説明書きを入れてほしい。	
425	わかりにくい表現には注釈が必要ではないか。	
426	ホテルの件数などの数値は、策定する時点の最新の数値にすべきである。	御意見を踏まえ、表現を修正させていただきます。